慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	近世初期イギリス「ピュウリタニズム」の研究 : 近世イギリス思想史研究序説
Sub Title	Studies in the early English nonconformity
Author	中村, 勝己
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1980
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.73, No.2 (1980. 4) ,p.293(133)- 303(143)
JaLC DOI	10.14991/001.19800401-0133
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19800401-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

近世初期イギリス「ピュウリタニズム」の研究

——近世イギリス思想史研究序説——

中村勝己

1 序　論
2 ピュウリタニズムと近代社会
3 王政復古期の対ピュウリタニズム政策
4 16, 17世紀の査察報告
5 王政復古期の非国教徒調査
6 結　論

(1)

一国又は地域社会の文化 Kultur の構造は，自然的条件および歴史的条件の特定の結合の所産である。第一の自然的条件は，歴史のある段階で極めて大きな役割をもっていたとはいえ，それ自体直接的にではなく，歴史的諸条件を媒介としてのみ歴史の内部に作用すると考えらるべきである。(1) 先ず人種は歴史のある段階において，文化の担い手として，その特質を規定し，又特定文化の伝播者としての役割を演ずることは認められるとしても，それは決して超歴史的・自然的な条件ではなく，それ自体歴史的形成体であり，さまざまな要因によって規定される。(2)「風土」は民族性ないし文化形成の一つの条件であり得るとしても，同一民族が質的に変化する事を説明し得ない。17世紀イギリスにおいて，「愉しい旧いイギリス」merry old Englandの代表者たる王党派の貴族地主層 Cavaliers, squirearchyと円頭派(議会派) Roundheads, アメリカ南部のプランターとニュー・イングランドの独立自営農民とは，「二つの資本主義的行動の対立」として，又「根

注(1) リュシアン・フェーブル，飯塚浩二・田辺裕訳「大地と人類の進化」(岩波文庫)，ヴィダール・ド・ラ・ブラーシュ，飯塚浩二・田辺裕訳「人文地理学原理」(岩波文庫)，Weber, Max, Die Agrarverhältnisse in Altertum. (*Gesammelte Aufsätze zur Sozial-und Wirtschaftsgeschichte*, Tübingen, 1924) (以下 *GAzWG* と略記) SS. 1-288. 渡辺金一・弓削達訳「古代社会経済史」随所，「大塚久雄著作集」第4巻，171-6頁，第7巻，107-258頁，とりわけ，「マックス，ヴェーバーのアジア社会観」(第7巻，166-200頁)，「生産力における東洋と西洋」(同巻，246-258頁) 参照。

(2) 例えば，Weber, Max, Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus (*Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Tübingen, 1920) (以下 *GAzRS.*, と略記) Bd. I. SS. 80-1, 116-7, 125-7, 154 Anmerk. 3, 161 Anmerk. 1, 167 Anmerk. 2, 173 Anmerk. 3, 278 Anmerk, 3, 184-8, 189-90, 190 Anmerk. 1, 191 Anmerk. 2, 191-5, 194 Anmerk. 4. ヴェーバー，梶山力・大塚久雄訳「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」，上，133-56頁，下，74-5頁，89, 96, 151-2頁注(1)，160-1頁注(6)，173-4頁注(7)，179-90頁注(3)，198-9頁注(2)，209-11，218-9，221-2頁注(5)，223頁注(3)，224-5，230頁注(8)などを参照。Weber, Max, Die Stadt (*Wirtschaft und Gesellschaft*, 5 rev. Aufl. Tübingen, 1976) (以下 *WuG* と略記), II, Zweiter Teil, Kapitel IX, 7 Abschnitt. SS. 727-814. ヴェーバー，世良晃志郎訳「都市の類型学」における中世都市の南欧型と北欧型についても同様な指摘がなされている。さらに視野をひろげてみれば，*GAzWG*, SS. 46-7, 53, 56-7, 63, 64-5, 66-7, 71, 75-6, 76-80, 82-3, 88-90, 91-2, 94, ヴェーバー「古代社会経済史」邦訳，78-9, 92-3, 99-100, 113-4, 116-7, 121-3, 131, 140, 142-8, 153-4, 156-7, 167-70, 174-5, 178頁，とりわけオリエント諸国家やミュケーナイ型国家とホメーロス時代とを対比している部分を参照せよ。SS. 93-154. (邦訳177-275頁随所)，ヘレニズム社会やローマについても同書，関係個所 (SS. 154-，邦訳276頁以下) 参照。Weber, Das antike Judentum (*GAzRS*, Bd. III), ヴェーバー，内田芳明訳「古代ユダヤ教」(I)(II)が参照されねばならない。「大塚久雄著作集」第7巻，298-303頁では，アジアに固有の問題が単線進化的な段階説に対して提示されている。自然発生的に放置されれば辿ったであろう途とは異なった途が，先進地域から歴史的諸遺産を継受しつつ，人為的に，「作為」することによりつくり出されるという問題がとりあげられている。

本から種類の異なった人間だ」と見られていた。[3]

一国または一つの文化圏の文化の歴史的特質を考察する際，あらゆる文化領域に平行してあらわれる共通の論理が見出される。経済史・政治史・法制史・思想史・宗教史・芸術史等の諸領域はそれぞれ固有の法則性 Eigengesetzlichheitをもつ自律的領域であり，ある文化領域の現象をやにわに他の領域のそれに解消させたり，短絡的に他の領域の函数であるとすることは出来ない。一国の文化の諸領域には，それらを貫く論理がある。これらの文化諸領域には基本的には共通の歴史の論理が見出されなければならない。もちろん国際的な文化諸遺産の継受・交流 Verkehr によって土着の自生的発展が人為的に遮断されたり，歪められたり，あるいは逆に促進されたりすることがあり得るし，又場合によっては無構造文化[4]という問題もあり得るから，歴史をある時点で輪切りにした場合，その断面にはいつでも整合的現象ばかりがあらわれてくるとは限らないであろう。しかし輪切りにした断面に互いに，全く異質の，逆の諸現象が見られることはあり得ないのであって，経済史・政治史・法制史・思想史・宗教史・芸術史などの諸領域について，全体として辻褄が合うような整合的理解がなされなければならない。同一の人間によって担われる限り，人間の営みとしての文化諸領域に全く異質の営みが見られることはあり得ない。

16世紀以来世界は盛んな交通のうちに結合されるようになったが，とりわけ19世紀に入ると，イギリスを中心とする資本主義発展の渦の中にさまざまな国家・地域はまきこまれていった。イギリスに対して後発的地位から出発して，これに対抗し自国内に国民的生産力を樹立することに成功し，イギリスと基本的には同じ経済構造をもつに至ったアメリカ合衆国[5]やフランス[6]と，技術的遺産を導入しつつ封建遺制，あるいはさらに旧いアジア的遺制などを温存しつつ，他面ではこれらの旧い遺制を必要な限りで改良して急速な「近代化」・「工業化」の有利な条件として利用していったドイツ[7]・日本[8]・帝政ロシア[9]などの諸国の二類型があったことは，研究史上周知に属するから，ここで詳述する必要はないであろう。後者にあっては，先進資本主義国との競争の裡に自らの「近代化」をおこなわなければならなかったから，技術的にも制度的にも，世界の最新・最高の水準の文化遺産を導入しようとするから[10]，そこに後進的社会の技術的・制度的・経営的な自生的発展との間に不均衡と軋みを生ずることになる。こうして文化の全域に二重構造が，そして島嶋的国家の場合[11]には，この種の外来文化の摂取を繰返すこ

注(3) 和辻哲郎「風土」，およびその戦後の諸形態に対して，Weber, Die protestantische Ethik. (*GAzRS.* I) SS. 81, 81 Anmerk. 3, 194 Anmerk. 4, 200-202. 邦訳，上，133-4, 135頁注(3)，下，226, 230頁注(8), 240-2頁などを参照。

(4) 丸山真男「日本の思想」，1-66頁。

(5) 鈴木圭介「アメリカ経済史研究序説」，鈴木圭介編「アメリカ経済史」，宮野啓二「アメリカ国民経済の形成」，平出宣道「近代資本主義成立史論」，同「富と民衆」，永田啓恭「アメリカ鉄鋼業発達史研究」，本田創造「アメリカ南部奴隷制社会の経済構造」，豊原治郎「アメリカ産業革命史序説」，同「アメリカ商品流通史論」，宮野啓二「アメリカ国民経済の形成」，楠井敏朗「アメリカ資本主義と産業革命」，岡田泰男「アメリカ公有地制度史の研究」，中村勝己「アメリカ資本主義の成立」，同「アメリカ資本主義論」。

(6) 高橋幸八郎「近代社会成立史論」，同「市民革命の構造」，遠藤輝明「フランス産業革命の展開過程」（高橋幸八郎編「産業革命の研究」所収），服部春彦「フランス産業革命論」。

(7) 松田智雄「近代の史的構造」，同「ドイツ資本主義の基礎研究」，北条功「18世紀後半の東ドイツにおける『農業革命』の特質」（「経済学論集」23-2, 3. 大塚久雄・入交好脩編「経済史学論集」所収），川本和良「ドイツ産業資本成立史論」，諸田実「ドイツ初期資本主義研究」，柳沢治「ドイツ三月革命の研究」，肥前栄一「ドイツ経済政策史序説」，藤瀬浩司「近代ドイツ農業の形成」，大野英二「ドイツ資本主義論」，大野英二・住谷一彦・諸田実編「ドイツ資本主義の史的構造」。

(8) 日本については，余りに文献が多く，ここに列挙することが出来ない。とりあえず，井上幸治，入交好脩編「経済史学入門」，「日本経済史大系」（東大出版会）全6巻，岩波講座「日本歴史」などを参照。

(9) 飯田貫一「ロシア経済史」，増田富樹「ロシア農村社会の近代化過程」，日南田静真「ロシア農政史研究」，菊地昌典「ロシア農奴解放の研究」，保田孝一「ロシア革命とミール共同体」，マックス・ヴェーバー，林道義訳「ロシア革命論」，林道義「スターリニズムの歴史的根源」，渓内謙「ソヴィエト政治史」，同「ソヴィエト政治体制の成立」(I)(II)(III)。

(10) この問題については多くの文献を挙げることが出来るが，とりあえず Gerschenkron, Alexander, Economic Backwardness in Historicial Perspective. Cambridge, Mass., 1962. 中川敬一郎「後進国の工業化過程における企業者活動」（「経済学論集」28-3. 1962年11月），同「比較経済史学と国際関係」（「社会経済史学」29-1. 1963年）を参照。

(11) 永原慶二「日本封建社会論」，同「日本封建制成立過程の研究」，同「日本中世社会の構造の研究」，同「日本の中世社会」などを参照。

とによって，多重構造が生ずることになる。そしてさらに，主体の自然への埋没の故に，無構造の構造が問題とされている。(12)

後進諸国によって先進国から継受される文化諸遺産のうち，継受・受容の比較的容易なものと，困難なものとがある。

1) 技術。第一に，技術的性格をもつ遺産ほど伝播・継受されることが容易である。自然科学的・理工学的技術，計量的技術，生産技術，経営管理技術，軍事技術はその中でも最も流通性の高い要因である。法律の作成・解釈・運用の技術，行政技術，学問的技術，芸術技法（楽器演奏法，創作技法）なども，その意志と必要性があれば，歴史的枠組をこえ，技術を支える哲学を無視して，比較的容易に受容され得るものである。

2) 制度。つぎに制度的要因は技術的遺産ほどではないが，比較的容易に移植・継受され得るものである。例えば，「議会制度」をとってみよう。この制度は元来王・聖職者・貴族・特権商人と近代産業市民層との力関係，中産的生産者層の社会経済的分解度などすぐれて歴史的な条件や，特有の政治思考方法と不可分に結合されていて，そうした要件を欠いている場合には本来機能し得ないものである。しかし議会制は政府組織・経済制度・軍制などとともに，本来の脈絡から切離されて，適合的な歴史的条件を欠いた他の諸国に形式として，制度として受容され得る。(13) 部族的・封建的旧制度がこのような海外から導入された制度により近代的に改装された事例は歴史上枚挙にいとまがないし，又現代においても多く見られるところである。(14) 一国民の営みが現世的，集団業績達成的志向(15)によって強く支配されている場合には，技術的・制度的改良は国際的な競争と緊張の刺戟・重圧のもとにパーリア力作的，(16) ヴェネツィア・ジェノヴァ型，ベイラント＝フッガー型の様相(17)を呈することになる。

3) 精神。第三に，上記の技術的・制度的要因は，技術の哲学，制度における精神とによって支えられ，その社会的あり方と展開とを規定されるのであるが，人間の知的・精神的遺産はすぐれて歴史的な条件の所産であって，主体 Träger の側における新旧二つの精神・エートスの激しい相克とその社会的苦積なしには容易に継受し得ないものである。(18) この出合いはまずすぐれた個性において，次いでマスのレベルへと拡延して行く文化衝撃ともいうべき苦悩をともなう。(19)

西洋近代の知的文化は歴史的に，呪術的なもの，文化諸領域が未分化のままに癒着し・統一されている状態，そうした自然 Naturからの自立を自己の課題として来たから，当然のことながら他の文化諸領域，とりわけ「価値」の世界との特有の緊張関係をもっている。

注(12) 丸山真男「日本の思想」のほか，丸山真男「歴史意識の『古層』」，丸山真男編「歴史思想篇」（「日本の思想」6，筑摩書房刊）解説，第1章，および同書の輝かしい「別冊，対談」（加藤周一・丸山真男）。超越者・「究極の絶対者」・「歴史を超えた何ものかへの帰依」なしに無構造的構造を断ち切る事は出来ない。

(13) 「大塚久雄著作集」第9巻，545頁，および丸山真男「日本の思想」42頁以下参照。
「制度における精神，制度をつくる精神が，制度の具体的な作用し方とどのように内面的に結びつき，それが制度自体と制度にたいする人々の考え方をどのように規定しているか」，「技術も機械も，生産関係も，議会制も，みな同じ平面で物質的「メカニズム」として等視され，それの存否によって普遍的近代化が卜せらるのである。けれども機械それ自体は世界共通であっても，人間関係が介在した制度はすでにカルチュアによって個性的な差を帯びる」（丸山真男，「日本の思想」36-7頁。（傍点原著者）

(14) アジア経済研究所から出されている調査・研究報告書類はこうした事例にみちている。

(15) Bellah, R. N., The Tokugawa Religion: The Value of Pre-Industrial Japan. Glencoe, Ill., 1957. 池田昭訳「日本の近代化と宗教倫理」のほか，Eisenstadt, S. N. (ed.), The Protestant Ethic and Modernization: A Comparative View. New York and London, 1968. 所収の諸論文，Jansen, M. B. (ed.) Changing Japanese Attitude toward Modernization. Princeton, 1965. 細谷千博編訳「日本における近代化の諸問題」所収の諸論文を参照。

(16) 内田義彦「日本思想史におけるヴェーバー的問題」（大塚久雄編「マックス・ヴェーバー研究——生誕百年記念シンポジウム——」（のち内田義彦「日本資本主義の思想像」所収）145頁以下。

(17) 大塚久雄「イタリア・ルネサンスの社会的基盤」，同「オランダ型貿易国家の生成」（いずれも「大塚久雄著作集」第6巻所収）。同「自由主義に先立つもの」，および「近代における自由と自由主義」（「大塚久雄著作集」第8巻，187-200，201-213頁。」欺瞞と商略，投機と買占，政治への献金と癒着を示すヴェネツィア＝ジェノヴァ，ベイラント＝フッガー家型資本の現代的形態は依然として今日研究の対象とさるべきである。≪Paria-Kapitalismus≫ 論はいま一度書かれねばなるまい。

いわゆるヘレニズムとヘブライズムないしキリスト教の問題であり，あるいはもう少し問題を限定していえば，ルネサンスと宗教改革の問題である。[20] 研究主体の側の固有のエートス——真理への畏敬と献身，[21] 価値判断からの自由，経験的認識における「法則」「理論」の相対化，理論の「魔術からの解放」Entzauberung—を前提とする経験的認識から発した合理的把握と価値の世界との激しい緊張は，価値自体の合理化とともに，非合理の世界の固有の意義を明らかにし，価値を知的認識推進の起動力として，又知的認識のあり方を規定するものとして位置づけた。

こうしたしばしば書かれていない，しかし自明の前提を[22]もつ，すぐれて歴史的個体としての近代ヨーロッパの知的文化が，他の文化圏に導入されたとき，それはそこに見られるアニミズム的「魔術の園」Zaubergartenや，異なった価値とその上に築かれた生活方法Lebensmethodikとどのような緊張関係に立つのか。一体そこでは嘗て知的文化とキリスト教との間に見られたような激しい緊張が再びおこるのか。おこるとすればそれはどのような内容をもつものなのか。あるいはすでに技術化した学問は，どのような主体とも，どのような社会とも結合し得るのか，こうした問題はわれわれにとって大きな課題たらざるを得ない。近代ヨーロッパの知的文化は，芸術と同様に，[23] 他の文化諸領域と共通の精神的語彙をもっている。

このように相互に激しく対立緊張しつつ，共通の論理によって結合され統一されている文化が，異なった文化圏に移植されて行くとき，多かれ少なかれ変質し，場合によっては最も本質的部分がある種のフィルターによって濾過され，排除され，牙を抜かれて骨抜きにされ，異質のものに転化して行く。[24] この場合本質的部分とは何であり，それを形成する条件とは何であるのかが問題とされねばならない。文化諸領域の間に相互に緊密な統合の論理をもつ文化をフィルターによって濾過・選別することは元来不可能なのであるが，それを敢えておこない，又そうすることが可能であると考え，部品化することによって西洋文化の摂取はおこなわれた。それによって生じた違和感は一方では伝統的価値になじむ人々に土着文化の「再評価」と「復権」を要求させ，また他方では無構造の輸入文化の猥雑さになじむことの出来ぬ「反近代主義」の人々を感性の世界へ閉じこもらせることになるのである。[25]

近代イギリス史の研究において，彼の地においては研究史上充分その歴史的意義を認められていながら，彼我の文化的伝統・人間観・価値観の相異から，我が国においては無視ないし回避されて来た諸要因がある。

注(18) 「精神的分野に於けるヨーロッパ的なるものの浸潤の程度こそ日本の近代化の全現象を測定するバロメーターである。なぜなら，物質的技術は本来手段的のもので，異った目的に任意に奉仕しうる（むろんこれにも限界はあるが）から比較的容易に異った文化圏に浸入するが，精神的文化は内面的なものだけに，しかく簡単には異質的な文化と『融合』出来ず，かくして，その滲透度は全文化の変容度の最も確実な表示と見做しうるからである。そうして精神的文化の中でも就中内奥の座を占めるのが哲学だとすれば，哲学の『欧化』過程の分析こそ最もよくその様な解明に資するであろう。」しかるに「近代日本が最初に欧洲から採り入れたもののうち最も精神的内面的なものは実に物質文明の哲学だったのである。」「しかし遺憾ながら，かく『消化』された哲学は実証主義にせよ功利主義にせよ，自然科学的進化論にせよ，その本来の思想的性格から云って，国民精神を内部から規定し，転回させる力を持たないのである。」（丸山真男「麻生義輝『近世日本哲学史』を読む」（「戦中と戦後の間」，119, 128-32頁）この後に，カール・レヴィット，柴田治三郎訳「ヨーロッパのニヒリズム」「思想」昭和15年9・10・11月号，のち筑摩書房刊，「日本の読者に与える跋」128-30頁の有名な「二階建」論が引用されている。ここでいう「哲学」とは，大学の講義科目としての「哲学」や，「哲学者」の専攻領域としてのそれを指しているのではない。なお中村勝己「近代文化の構造」参照。

(10) 柳父徳太郎「日本経済発展の倫理的構造——近代化の経済哲学——」（東京女子大「比較文化研究所紀要」第7巻），および柳父徳太郎「国際関係と経済倫理」における鋭利な指摘，19-23, 32-6, 113-130, 161-2, 187頁以下参照。

(20) エルンスト・トレルチ，内田芳明訳「ルネサンスと宗教改革」，「神田盾夫著作集」（みすず書房）第1巻。マックス・ヴェーバーの業績もこの関連で読まるべきである。

(21) 藤田若雄・富田和久・大塚久雄「真理への畏敬」，67-88頁。

(22) 中核価値と，共通の地下茎をなす文化的伝統と，その上に立つ専門科学という近代ヨーロッパ文化の全体構造をとらえるものとして，ヴェーバーの全業績，とりわけ「宗教社会学」3巻と「経済と社会」が考えらるべきであろう。

(23) 中村勝己「近代文化の構造」第4章，88-110頁。

(24) 家永三郎「日本思想史における外来思想の受容の問題」（武田清子編「思想史の方法と対象——日本と西欧——」所収）。

(25) 「近代日本思想史講座」（筑摩書房），第1巻「歴史的概観」，第7巻「近代化と伝統」。

そのような要因の一つとしてピュウリタニズムを挙げることが出来よう。本稿はこの領域への研究の手がかりとして書かれたものである。

（2）

「近代ヨーロッパの文化世界に生を享けた者が普遍史的な諸問題を取扱おうとする場合，彼は必然的に，そしてそれは当をえたことでもあるが，次のような問題の立て方をするであろう。一体，どのような諸事情の連鎖が存在したために，他ならぬ西洋という地盤において，またそこにおいてのみ，普遍的な意義と妥当性をもつような発展傾向をとる——と少なくともわれわれは考えたい——文化的諸現象が姿を現わすことになったのか，と」[26]（・印原著者，。印引用者）

「宗教社会学論集」序言の冒頭の周知の個所で，ヴェーバーは，そこに生を享け，そこに生きざるを得ない自己の属する文化圏の文化諸遺産の普遍妥当性を，如何なる意味において時間と空間を超えて主張し得るかを問題とした。この一見ヨーロッパ中心史観と見られがちなヴェーバーの方法は，東アジアに生を享け，そこに生きざるを得ない我々にとって，その方法的厳密性において，問題の掘り下げの深さと視野の広さとにおいて，史実への極限までの肉迫において，多大の示唆を与えるものである。日本「近代」の深い問題性に関心をもつ者にとって，「ヨーロッパ近代とは何か」という問いは，日本「近代」の質と歴史的意義を問うことなのである。

ヴェーバーはその著名な論攷「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」において，西洋近代に特有の「資本主義の≪精神≫」の形成と予定説又はそれと同様の効果をもたらした禁欲的プロテスタンティズムの職業倫理との関連を問題としているとされているが，ヴェーバーは近代西洋文化の諸領域，すなわち経済的領域のみならず，法・政治・軍事・学問・芸術・宗教[27]などの全領域にわたって見られる特有の Rationalismusの特質のうち，どれだけが歴史的原因としての宗教改革の影響に帰属せしむべきか，を問うていたのである。[28] いま視野を「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」という一論文に限っても，通常とりあげられている諸点以外に，そこに以下のように問題が提起されている。

「ピュウリタニズムの歴史をもつ諸国民の国民性と制度の中に今日なお生きているあの現実的で悲観的な

注(26) Weber, Max, Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, Tübingen, 1920. Bd. I. Vorbemerkung, S. 1, 大塚久雄・生松敬三訳「宗教社会学論選」みすず書房，5頁。

(27) Weber, Max, Rechtsoziologie (*WuG.*, Zweiter Halbband, Kapitel VII, SS. 387-513.), 世良晃志郎訳「法社会学」創文社刊; Do., Staatssoziologie. herausgegeben von Johannes Winckelmann. Berlin, 1966. 石尾芳久訳「国家社会学」法律文化社刊；Do., *WuG.*, Kapitel III, Die Typen der Herrschaft, SS. 122-176, 世良晃志郎訳「支配の諸類型」創文社刊；*WuG.* Kapitel IX, Soziologie der Herrschaft. SS. 541-726, 世良晃志郎訳「支配の社会学」(I)(II)創文社刊； Do., Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, Tübingen, 1922. 所収諸論文，邦訳としては，松井秀親訳「ロッシャーとクニース」(I)(II)（未来社「社会科学ゼミナール」）；富永祐治・立野保男訳「社会科学方法論」（岩波文庫），出口勇蔵訳「社会科学および社会政策の認識の『客観性』」（ウェーバー政治・社会論集」河出書房）；マイヤー＝ウェーバー，森岡弘通訳「歴史は科学か」（みすず書房）；松井秀親訳「R・シュタムラーにおける唯物史観の『克服』」（「世界の大思想」Ⅱ-7，河出書房）；鬼頭仁三郎訳「限界効用学説と精神物理学的基礎法則」（東京商大「商学研究」5-1，1924年7月）；林道義訳「理解社会学のカテゴリー」（岩波文庫）；松代和郎訳「社会学および経済学の『価値自由』の意味」（創文社）；清水幾太郎訳「社会学の根本概念」（岩波文庫）；阿閉吉男・内藤莞爾訳「社会学の基礎概念」（角川文庫）；浜島朗訳「社会学の基礎概念」（ウェーバー「社会学論集」青木書店）；尾高邦雄「職業としての学問」（岩波文庫）；Do., Die rationalen und soziologischen Grundlagen der Musik, Tübingen, 1956.〔*Wu G.*, Anhang.〕山根銀二訳「音楽社会学」（有斐閣）；安藤英治・池宮英才・角倉一郎訳「音楽社会学」創文社刊；Do., Gesammelte Aufsätge zur Religionssoziologie. 3 Bde. 1920所収の諸論文，大塚久雄・生松敬三訳「宗教社会学論選」みすず書房刊；梶山力・大塚久雄訳「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」岩波文庫；中村貞二訳「プロテスタンティズムの教派と資本主義の精神」（「世界の大思想」Ⅱ-7，河出書房刊）；木全徳雄訳「儒教と道教」創文社刊；杉浦宏訳「世界宗教の経済倫理」Ⅱ，中間考察，ヒンズー教と仏教(1)，みすず書房刊；池田昭訳「アジア宗教の救済理論——ヒンズー教・ジャイナ教・原始仏教」勁草書房刊；池田昭・山折哲雄・日限威徳訳「アジア宗教の基本的性格」勁草書房刊；内田芳明訳「古代ユダヤ教」(I)(II)，みすず書房刊。

Do., *WuG.*, Kapitel V. Religionssoziologie (SS. 245-381), 武藤一人・薗田宗人・薗田坦訳「宗教社会学」創文社刊。なお中村勝己「近代文化の構造」筑摩書房刊をも参照。

色彩をおびた個人主義[29]」はあの峻厳な「予定説」にもとづく「人間の嘗てみない内面的孤独化[30]」の思想を根底に有していた。そしてこの「人間の内面的孤立化」の思想は，一切の被造物の神からの完全な隔絶と無価値すなわち被造物神化の拒否，従って又一切の救いの為の呪術的方法を徹底的に排除する魔術からの解放を完結させ[31]，「文化と信仰における感覚的・感情的な要素への絶対否定的な立場[32]」「あらゆる感覚的文化の原理的嫌悪[33]」を生み出した。その反呪術的思想は教会内における「救いの手段としての聖礼典という呪術の拒否[34]」「〔カトリック又はイギリス国〕教会や国家による倫理や霊の救いへの配慮を無意味として捨てさるという点で，反権威的な基調をもっていた[35]」。それは次のようなかたちをとってあらわれた。

① まずカトリックないし国教会当局による聖職者の上からの任命に対して，カリスマの有無によって霊的指導者を自ら選択することを主張した[36]。

② 更に，ここから「私的集会の形成[37]」，すなわち教会外に自発的に形成された Konventikel, collegia pietatis（シュペーナー），イギリス人の prophesyings（予言会，聖書集会）[38] conventiclesの形成は，「使徒的秩序によって保証されたキリスト者の基本的権利だとの理由から，無秩序と混乱がおこらないかぎり，官憲にはこれを監督する権限なしと主張[39]」し，「これは，神の法より生じ，したがって譲渡不可能な個々人の権利[40]」だとする。教会の内部に自由意志によってつくられるか，教会外に教派としてつくられる[41]このような私的集会 Konventikel への自由参加に対する「完全な寛容および国家と教会の分離」（ジョン・ブラウン）[42]の原則が確立されるにいたった。近代西ヨーロッパおよび北アメリカに特徴的な「宗教上の不寛容[43]」と特有な関係に立つ「寛容toleration」は，南ヨーロッパおよび他の文化圏の「寛容」と内的構造を異にする[44]。自然発生的共同体が人間を丸ごと抱え込んでいて，強大な価値＝救済の提供者＝「恩寵施設Gnadenanstalt」自体が存在せず，国家がそれを独占代行し，良心の自由にもとづく私的集会の形成の経験をもたない国民にとって，「自由」と「寛容」は一切の規範的拘束からの感性の解放という型をとる[45]。これに反して近代西洋民主主義は少数者の良心の自由の尊重から始まる。

注(28) Weber, Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus (*GAzRS.*, I,)SS. 17-236), 梶山力・大塚久雄訳「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」岩波文庫版，上，136-8頁，下，248-225頁。ヴェーバーの論攷に関する現代学界の研究状況については，今関恒夫「ピューリタニズムと『近代化』」（同志社大学人文科学研究所「人文科学」第9号，1978年12月）に極めてすぐれたパースペクティヴが与えられている。

(29) Weber, a. a. O., I. SS. 95-6, 邦訳，下，27頁。

(30) Weber, a. a. O., I. S. 93, 邦訳，下，27頁。

(31) Weber, a. a. O., I. SS. 93-5, 邦訳，下，26-7頁。

(32) Weber, a. a. O., I. S. 95, 邦訳，下，27頁。

(33) Weber, a. a. O., I, S. 95, 邦訳，下，27頁。

(34) Weber, a. a. O., I, S. 94 Anmerk. 3. 邦訳，下，31頁。注(4)

(35) Weber, a. a. O., I, S. 97 Anmerk. 3. 邦訳，下，35頁，注(13)。なお，「脱帽，跪坐，低頭，それから形式ばった演述の拒否」「官職につくことの拒否」「兵器の使用と宣誓を厳格に拒否」というアメリカ人の≪Respektlosigkeit≫, a. a. O., SS. 154 Anmerk. 3, 160, 下151-2頁，注(1)257頁をも参照。

(36) その理由は本誌次号所載の続稿における Episcopal Visitations の分析を参照。

(37) Weber, a. a. O., I, SS. 132-3 Anmerk. 3. 邦訳，下，108頁，注(6)。

(38) Weber, a. a. O., I, S. 135 Anmerk. 1., 151 Anmerk. 1, 邦訳，下，112-3, 147頁；Collinson, Patrick, The Elizabethan Puritan Movement. London, 1967. pp. 51, 77, 126-7, 168-79, 182-3, 191-6, 209, 215, 224-5, 373, 457; Seaver, Paul S., The Puritan Lectureships: The Politics of Religious Dissent, 1560-1662. Stanford, 1970. pp. 18n, 55, 86, 103, 116, 331; Watts, Michael R., The Dissenters from the Reformation to the French Revolution. Oxford, 1978. pp. 26, 55, 65, 74-5, 205, 306-7.

(39) Weber, a. a. O., I. S. 135 Anmerk. 1. 邦訳，下，112頁注(1)。

(40) Weber, a. a. O., I. S. 135 Anmerk. 1. 邦訳，下，113頁。

(41) Weber, a. a. O., I. SS. 132-4. 邦訳，下，100頁。

(42) Weber, a. a. O., I, SS. 131-2 Anmerk. 1. 邦訳，下，104-7頁。注(3)。

(43) Weber, a. a. O., I. S. 131 Anmerk. 1. 邦訳，下，104-7頁，注(3)。

(44) さしあたりブルクハルト，村松恒一郎・藤田健治訳「伊太利文芸復興期の文化」下，第6篇・第1章～第3章，とりわけ，240-1頁，290-7頁。

③ このような自由意志によって形成された禁欲的私的集会を場として，構成員は自己の救済を客観的に，社会的に証明すべく自己の全生活を組織化しようと努めた。予定説（又はそれと同様の効果をもつ教説）の圧力のもとに，生活態度全体にわたって一貫した方法が形成され「生活の方法的合理化」[46]が組織的に完成する。人間の衷なる自然と外部的自然に支配された自然的・非合理的・無軌道的な生活を持続的動機によって克服し，全生活を計画的意志の支配に服さしめるこの意識的覚醒的な，根底的に冷厳な精神的雰囲気をうみ出した。[47]それはラテン系民族と反対に今日なおイギリス人を特徴づけているあの "reserved" な態度[48]——すなわち何事につけ控え目で，自己の感情を露出する事は好まないが，必要な時には断乎として意思表示をするあの生き方——を生み出したのである。

④ カルヴィニストにあっては現世における使命は神の栄光を増すにあり，神の欲したもう社会的な仕事は隣人愛から導き出されるものであり，何よりもそれは職業労働としてあらわれ，そしてその営みは，即物的非人間的性格，すなわち我々をとりまく社会秩序の合理的構成に役立つべきものという性格を帯びるようになるのである。[49]カルヴィニズムの共同態 Gemeinschaft形成の傾向は，神の規律のもとにある教会という姿をとった様々な型の共同体の外側，すなわち世俗内でも生じ得たのである。人間的な私的幸福より公的 öffentlich 実益すなわち多数者の幸福 the good of the many (Richard Baxter)，公共の福祉 common good, common best 優先の思想，[50]反社会的行動への憎悪(Wealth against Commonwealth)[51]は神のみが支配すべきであるという原則に起源をもつものである。

又内面的自由をもつイギリス人は，専制主義に対して比較的大きい免疫をもっていた。政治的なヒステリックな偏愛と権威への信頼と服従と聖者と偉人への過度の尊敬の罪悪視とは，被造物神化の拒否と生活の即物的組織化に源泉を有する。[52]専制的支配者がおよそ自発的グループや抵抗の場となる団体を様々なレベルで強制的に解体し，社会的紐帯から切断されたバラバラな個を無性格な無規定な量的に還元される人間に再組織しようとした，ことは歴史上珍しくない。[53]ゼクテ conventicles, voluntary associations の密度が高ければ高い程，専制支配は成立し難いという関係に立っている。

⑤ このエートスの担い手たる産業的中産層の生活需要の禁欲的・実用的性格は，フランスその他の南欧のカトリック諸国のそれの奢侈的・趣味的・非実用的性格とは異なり，機械による大量生産に適したものであった。彼らは労働の主体として呪術的・氏族的・伝統主義的要素をすでに克服し，最もよく陶冶され，その中から資本家をも生み出す事になったのである。東欧や南欧に比して比較的生活水準が高く，組織的生活態度を身につけ，衝動的・感覚的支出をしない労働力が広汎に創出されていたという点は注目さるべきである。[54]ラテン文化圏に広く見られるあのテラス生活を知らず，衣食生活の享楽が見られないのは，北西ヨーロッパの気候によるよりは 'trade', 'job' を何よりも尊重する禁欲的エートスに由来するのである。[55]

注(45) ヴェーバーの指摘しているヤーコブ・フッガー (Weber, a. a. O., I. S. 33, 邦訳，上，43-4頁) のほか，「大塚久雄著作集」第8巻に指摘されているかのベイラント的自由 (187-200, 578-591頁)，丸山真男「日本政治思想史研究」。「規範意識の崩壊がひたすら『人類』の解放という過程を辿」り，一切の規範的なものに対して無関心な感覚的自由の立場にたてこもり，「欲に手足の付たる物」としての人間による営利の解放となる日本人の自由意識について，丸山真男「日本における自由意識の形成と特質」および「明治国家の思想」(「戦中と戦後の間」297-306, 232-3頁)，赤羽裕「『市民社会』と自然」(「アンシァン・レジーム論序説」第7章，358-390頁) などを参照。日本のフッガーやベイラントとその現代的形態は，日本社会の経済構造の特質に規定され，ヤーコブ・フッガーやベイラントほど昂然たり得ず，一層卑屈かつ陰湿である。中村勝己「一般経済史」163-179頁。

(46) Weber, a. a. O., I, S. 128, 邦訳，下，92頁。

(47) Weber, a. a. O., I, SS. 115, 128, 邦訳，下，69, 92頁。

(48) Weber, a. a. O., I, S. 117 Anmerk. 4. 邦訳，下，76-7頁注(5)。

(49) Weber, a. a. O., I, S. 101, 邦訳，下，36頁。

(50) Weber, a. a. O., I, SS. 173-4 Anmerk. 3. 邦訳，下，185-6頁，189注(3)。

(51) Lloyd, Henry Demarest, Wealth against Commonwealth. New York, 1894.

(52) Weber, a. a. O., I, SS. 98-9 Anmerk. 1, 邦訳，下，39-40頁。

(53) Weber, a. a. O., I, 183-4. 邦訳，下，207-8頁，丸山真男「戦中と戦後の間」537-9頁。

(54) Weber, a. a. O., I, SS. 183-202, 邦訳，下，207-244頁。

(55) Weber, a. a. O., I, SS. 167, 185-6, usw. 邦訳，下，169頁，174-5頁注(1)，210頁以下，その他。

（3）

1658年オリヴァー・クロムエルがダムバーの戦いとウースターの戦いの記念日である9月3日にホワイトホールで息をひきとると，共和政は無能な息子リチャードによってひき継がれた。この新政権が軍隊の分裂と相次ぐクーデターとによって崩壊すると，保守勢力の期待をになって，1660年スコットランド駐屯軍司令官モンク将軍がロンドンに入城し，次いでチャールズは亡命先オランダからドーヴァーに上陸し，ロンドンに入った。チャールズはオランダのブレダで発した宣言にもとづき，宗教的寛容，全般的赦免，および1642年以後の財産権の確認を約束し，[56] 王位についた。やがてチャールズ二世の手により，さきの国王処刑の判決に署名したピュウリタンへの復讐と弾圧の嵐がやって来た。クロムエルの遺体はウエストミンスター・アベイから発掘され，アイアトンおよびブラドショウの遺体とともにタイバーンで「処刑」され，首はウエストミンスター・ホールに，体はレッド・ライオン・フィールズにさらされた。このような復讐につづいて，非国教徒に対する全国的な弾圧が繰返された。[57]

王室財政の建て直しの為クラレンドンはダンケルクDunkirk[Dunkerque]をフランスに500,000ポンドで売却したが，その政治的失態を糊塗する為に，一方ではランバート大佐，ヘンリー・ヴェーン卿ら政治犯の処刑を計画し，他方では非国教徒の弾圧をはかった。[58] 1661年暮に「長老派の陰謀」が発覚し，「Corporation Act」が制定され，翌62年には政府を顚覆しようとする革命団体があったことが政府により明らかにされ，「礼拝統一令Act of Uniformity」（1662年）が制定された。この法律によれば，改訂された「公共祈祷書The Book of Common Prayer」に含まれる凡ての礼拝規定はすべての聖職者によっ衷心の協賛 assent and consentを表明され，朝夕の祈祷と礼拝に文字通りに使用さるべきこと，すべての聖職者は国教会によ

注(56) Gardiner, Samuel Rowson, The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625-1660. Oxford u-p. 3 rd. ed. 1906. §105. pp. 465-7; Kenyon, J. P., The Stuart Constitution, 1603-1688: Documents and Conmentary. Cambridge U-P., 1966.（以下 Kenyon, Stuart Constitution と略記する）§ 97, pp. 357-8; Thirsk, Joan, The Restoration. London, 1976. xxii-xxiv; Prall, Stuart E. (ed.), The Puritan Revolution: A Documentary History. Anchor Books ed. 1968 pp. 281-3.

(57) やゝ古いが Whiting, C. E., Studies in English Puritanism from the Restoratiou to the Revolution, 1660-1688. London & Edinburgh, 1931. Frank Cass ed, 1968. p. 4. のほか，Cragg, Gerald R., Puritanism in the Period of the Great Persecution, 1660-1688. Cambridge, 1957, Russell & Russell ed. 1971. Chap. I, pp. 1-30; Watts, Michael R., The Dissenters, pp. 221-262.

(58) Neal, Daniel, The History of the Puritans; or Protestant Nonconformists from the Reformation in 1517 to the Revolution in 1688. rev. ed. 5 vols. London, 1822.（以下 Neal, Puritans と略記する） Vol. IV, pp. 323-4.

(59) 'An Act for the well Governing and Regulating of Corporations' (1661) および 'An Act for the Uniformity '(1662) の本文については Statutes of the Realm. Vol. V, pp. 321-3, 364-70; Douglas, Charles E., (edi.) English Historical Documents. Vol. VIII, 1660-1714 (Andrew Browing[ed.]) 1953.（以下 Browing, Eng. Hist. Doc. と略記する）§137. pp. 377-82; Kenyon, Stuart Constitution, §103, pp. 378-82; 'The Solemon League and Covenant' の本文は Gardiner, Constitution Documents, pp. 267-71; Prall, The Puritan Revolution, pp. 103-7; Kenyon, J. P., Stuart England (*Pelican History of England*), 1978. pp. 183-4 参照。その審議過程およびその実施をめぐる国王，クラレンドン，および国教会ロード主義者の関連については，Bosher, Robert S., The Making of Restoration Settlement: the Influence of the Laudians, 1649-1662. London, 1951. pp. 244-283; Abernathy, George R. Jr., 'Clarendon and the Declaration of Indulgence' (*Journal of Ecclesiastical History*, Vol. IX, April, 1960.) pp. 55-73; Do., 'The English Presbyterians and the Stuart Restoration' (*Transactions of the American Philosophical Society*, N. S. Vol. LV, Part 2. 1965, pp. 84-93; Witcombe, D. T., Charles II and the Cavalier House of Commons, 1663-1674. Manchester U. P., 1966. Appendix II, p. 211. Whiteman, Anne, 'The Restoration of the Church of England' (Geoffrey F. Nuttall and Owen Chadwick, eds., From Uniformity to Unity, 1662-1962. London, 1962. pp. 19-88) pp. 68-88; Thomas, Roger, 'Comprehension and Indulgence'(Nuttall and Chadwick, Ibid., pp. 189-253) p. 189 f.; Lacey, Douglas R., Dissent and Parliamentary Politics in England, 1661-1689: A Study in the Perpetuation and Temparing of Parliamentarianism. New Brunswick, N. J., 1969. Chaps. I—VI, pp. 3-120.

り任命された者でなければならず，聖堂参事会員，理事など各級聖職者はもとより，大学及びコレッジの学寮長，評議員，附属礼拝堂付牧師，個別指導教員tutor，教授・助教授，公私学校の校長，個人教師は，武器をとり，教会及び政府を転覆するのは違法行為であり，その為の 'Solemn League and Covenant' に参加しない旨を宣誓すべく，また公共祈祷書を1662年8月24日の聖バーソロミュー祭までに教区民に購入させるべきことなどを規定した。上記諸規定の違反に対しては国教会は罰則を以てした。[59] 長老派と独立派と再洗礼派とはこの統一令の受けとり方を異にしたが，独立派と再洗礼派はこの法律によって深刻な打撃をうけることとなった。約2,000名の聖職者はバーソロミュー祭を境に追放される運命を甘受した。彼らのある者は特技を生かし，ある者は富裕な友人の援助を受けた。彼らは間もなく少数の信徒に布教を再開して，厳罰を受け，政治的陰謀と遺恨による復讐と善意の人々の援助とが個々の聖職者の運命を決めた。[60]

チャールズ二世は首尾一貫して反非国教徒政策を維持しなかった。カンタベリ大主教シェルダンの断固たる反対にも拘らず，非国教徒からの陳情に対して救済措置を講ずる態度をとったのは，彼が「かくれたカトリック a concealed Roman Catholic」[61] であったから，あるいは彼の優柔不断ないし無定見によるだけでなく，下院内の国教会保守派に対抗する勢力を育てる事はあながち不利ではないという政治的平衡感覚をもっていたからである。[62] この現実主義的立場は以後の信仰自由に関する諸法令を貫くことは後述する。62年暮にチャールズが議会に提出した信教自由令法案[63]は下院でも上院でも葬り去られた。

北部でおこった Kaber Rigg 又は Farnley Wood の陰謀は失敗に終ったが，議会はその衝撃の終らぬうちに第一「集会条令Conventicle Act」(1664年) を通過させた。この法律は宗教的目的を理由にして集まり，国教会の礼拝規定に則らず，家族員以外に5名以上が参加していた集会で逮捕された16歳以上の者は，初犯に対しては3か月の投獄又は5ポンド以下の罰金，再犯にはその2倍，三犯の場合は，陪審裁判の後，アメリカ植民地（ヴァージニア及びニュー・イングランドを除く）へ7か年間の流刑又は 100ポンドの罰金に処するとした（但し本条令の有効期限は3か年）。[64]

共和政の軍隊は王政復古後，驚くなど市民生活に吸収されたが，情報屋により旧軍人の蜂起・叛乱の噂はしきりに流され，少数者の反抗は成功せず，政府は反ってこれらを利用して非国教徒の弾圧の強化をはかった。1665年国王は非国教徒に一定金額の支払を条件に信仰の自由を購入させようと提案したが，これに対して国教会のシェルダンはクラレンドンと協力して直ちに「五哩条例 Corporation Act, a Five Mile Act」を制定し，追放された牧師は議会に議員を送っている自治都市 city, town, corporate borough 及びもと牧師として勤務した場所から五哩以内に居住してはならないと規定し，さらにすべての非国教徒牧師に政府及び教会を顚覆する為に武器をとることは違法行為である旨の宣誓を求め，違反者には40ポンドという高額の罰金を課した。[65]

注(60) Cragg, op. cit., pp. 7-10.

(61) Neal, Puritans, IV, p. 346; Hill, Christopher, The Century of Revolution, 1603-1714. Sphere Library ed. 2nd ed. London, 1672. pp. 174, 202, 213; Tanner, J. R., English Constitutional Conflicts of the Seventeenth Century, 1603-1989. Cambridge, 1928. Student's ed. pp. 226-7.

(62) Cragg, op. cit., pp. 10-11;

(63) Cardwell, Edward, Documentary Annals of the Reformed Church of England; being a Collection of Injunctions, Declarations, Orders, . . . 2 vols, Oxford, 1844. Vol. II, pp. 311-320; Kenyon, Stuart Constitution, §112, pp. 403-6; Abernethy, George R., 'Clarendon and the Declaration of Indulgence' (*Journal of Ecclesiastical History*, Vol. XI, April, 1960. pp. 55-73)

(64) Statutes of the Realm, IV. pp. 516-20; Cragg, op. cit., pp. 11-12. 本法令は家庭内の礼拝は実質的には放置したものである。Kenyon, Stuart England, p. 184.

(65) Statutes of the Realm, V, p. 575; Cragg, Ibid., p. 13. 本法令も都市又は以前勤務していた教区から6哩以上離れている聖職者は問題としなかった。Kenyon, Stuart England, p. 184.

以上の四法令，即ち Corporation Act (1661), Act of Uniformity (1662), Conventicle Act (1664), Five Mile Aet (1665) は「クラレンドン法 Clarendon Code」と呼ばれているが，必ずしもクラレンドンに由来するものではない。Tanner, op. cit., pp. 227-9; Hill, Century of Revolution, pp. 213-5. 「クラレンドン法」下の非国教徒については，Dudley, Albert Cassell, 'Nonconformity under the "Clarendon Code",' (*Am. H. R.*, Vol. XVIII, Oct. 1913, pp. 65-78.)

1665年のペストの流行と，それに伴う議会のオクスフォードへの移転と，多数の国教会牧師が最も救いを必要としている信徒を捨て，ロンドン脱出してしまったのを利用して，追放されていた非国教徒聖職者は空いている教会の説教壇に立ち，悪疫による死の恐怖におののく多くの聴衆を前にして神の恐るべき審判と限りない慈愛とを説いた。[66] 本稿後段で分析する1665年の「非国教徒調査」はペストのさなかに行われた調査であった。1666年のロンドン大火によってロンドンの大部分を灰燼に帰したが，非国教徒は自らの集会所をいちはやく建設した。ペストと大火の時期の非国教徒の身を挺しての活動は国教徒の敵意を一時ではあれ和げる所があった。1664年対オランダ戦争が勃発し，クラレンドン伯は議会内の保守的国教徒と提携するためにカルヴィニスト・オランダに同情的な非国教徒を弾圧した。彼の失脚(1667)後，新しい5人の大臣（閣僚の頭文字をとったいわゆる The Cabal ——ローマ・カトリック派のLord Thamss Clifford およびEarl of Arlington[Henry Bennet]独立洲に強い関連をもつDuke of Buckingham 貿易商人利益とつながる Sir Anthony Ashley〔後に Earl of Shaftsbury〕，および王の友人 Duke of Lauderdale〔John Maitland〕——)は，非国教徒に対してヨリ弾力的態度をとるようになった。非国教徒は再び公然と集会を開き，その人数も増大した。地方当局はその活動の拡大を抑える事が出来ず，又その意志もなかった。

国教会側には止め難い非国教徒の勢力の伸長に対してチェスター主教ウィルキンズを中心として，リチャード・バクスター，トーマス・マントン及びウィリアム・ベイツら長老派の指導者らと会談し和解を計る動きが現れた。しかしこの包容政策は国教会保守派及び下院の干渉を受け挫折し，非国教徒に対する再度の弾圧が計られた。[67] 本稿後段で分析する1669年の「非国教徒調査 Episcopal Return」はこの時期に行われたものである。議会は休会を重ね，当初の過熱する反非国教傾向は冷却されていったが，この反非国教主義の動きは第二回「集会条例」(1670年）の制定というかたちをとってあらわれた。

第二回「集会条令 Conventicle Act」に於ては，法的手続は簡略化され，又非合法集会に出席した者への罰金は初犯で5シリング，再犯で10シリングであった。罰金を支払えぬ場合には，これを支払う他人は出席一回につき10ポンド以下を，集会場として家屋・納屋・庭又は裏庭を提供した者は20ポンド，教師の場合は初犯20ポンド，再犯40ポンドの罰金が課された。[68] 集会出席者の摘発は当時の風刺画が示しているように，[69]「村の屑」の密告・注進によった，[70] 密告者は非国教徒の差押財産の一部を横領さえした。罰金は，それが支払えない場合の他の集会員による肩替り負担の規定が示すように，当時の集会員にとり重い負担であって，[71] 度重なる罰金負担は屢々経済的破滅の原因となった。彼らの多くは年間8～10ポンドしか家族収入がなかったからである。[72] 併し非国教徒はこの弾圧に屈せず決然たる態度を示した。[73] 牢獄は非国教徒で満員となり，収容し切れなくなった。「クエイカーは黙って坐っているだけだが，それでも犯罪者とされた」とニールは述べている。[74] 地方長官のある者は，国教徒の断乎たる反対に直面して，本条例を実際上適用出来ないと報告している。ロンドンにおいてさえ，当局は条例の諸規定を適用した場合に恐らく起るであろう結果について懸念を表明している。本条例により，夥しい非国教徒が犠牲を払った。下院は一層厳格な処罰法を考慮していた

注(66) Neal, Puritans, IV, pp. 364-5.

(67) Cragg, Ibid., pp. 12-16.

(68) Statutes of the Realm, V, pp. 648-651; Browing, Eng. Hist. Doc., VIII, §139, pp. 384-6; Kenyon, Stuart Constitution, §105, pp. 383-6.

(69) Spufford, Margaret, Contrasting Communities: English Villagers in the Sixteenth and Seventeenth Conturies. Cambridge, 1974. Jacket illustration from Dutch translation of J. Bunyan's 'The Life and Death of Mr. Badman, '1702.

(70) Cragg, Ibid., pp. 58-64

(1) Cragg, Ibid., pp. 58-9

(72) Neal, op. cit., IV, p. 342; Chalkln, C. W., Seventeenth Century Kent: A Social and Economic History. London, 1965. pp. 242-3, 248-253. 260. 収入の計算は住居費，食事費が含まれているか否か，物価・業種・地域差なども考慮されねばならず，頗る困難である。

(73) Cragg, Ibid., pp. 31-65.

(74) Neal, Puritans, IV, p. 359.

が，上院と下院とは特権をめぐり争い，国王はしばしば議会を休会させ，地方長官の多くは条例の規定通りの執行に熱心でなかった。また国王が集会条例を好まず，一層寛大な信仰自由令を出すのではないかという噂が流れたため，治安判事らによる条例の厳格な履行は妨げられた。(75)

チャールズは1672年5月オランダに対して宣戦を布告するとともに，非国教徒に対する刑罰を免除する権限を有するとのかねてからの見解にもとづき，「信仰自由令 Declaration of Indulgence」を発した。本法令は前文に，その一方において，非合法の集会をつづけ，無秩序に陥ることを阻止し，この自由を濫用し，邪悪な説教を行ない，国教会の教義と陶冶をそこなうことを厳禁すると宣言している点で，非国教徒の主張を承認するものではないが，他方では「12年間の悲しむべき経験によって，あらゆる強制的手段が何らの成果ももたらさなかったことは明白である」と認め，「我々の善良なる臣民は心を静め，外国人をこの国へ来住するように誘致し，すべての人々に気持よく各自の職業に従事することを奨励する」ために信仰の自由を与えると述べているが，(76) ここにチャールズの無原則的・実利的政治理性を読みとることが出来よう。「第一審査法Test Act」(77)（1673年）および「第二審査法Test Act」(78)（1678年）を経た15年後の「信仰自由令 Declaration of Indulgence」（1687年）の前文にも，「国民の良心を束縛し，単なる宗教問題で人民を強制」（傍点引用者）したため「商工業 tradeは衰え，人口は減少し，外国人は来住を望まなくなった」ことを承認し，「人々を安楽且静穏に生活させ，商工業 trade を振興し，外国人を誘致する為に」国王大権を発動するのだ，と強調しているのは，(79) たとえそこにカトリックの自由を容認するというかくされた意図があるとしても，国王の世俗的・実利的意図を一層明確に表現したものといえよう。

この信仰自由令によると，カトリック教徒は自宅で礼拝する限り自由であり，プロテスタント非国教徒は，申告によって許可 licenceが与えられるならば，教師は宣教の自由を得，集会場 meeting place も公認されるというものであった。本稿後段で言及する「登録簿Entry Books」は申告と許可証発行の記録である。

この信仰自由令に対してカトリック教徒は疑義を示し，下院も当然反対の態度を採ることになるが，非国教徒の多くは国王の措置を歓迎し，国王に対する感謝の手紙が多数届けられた。チャールズの法令発布の動機や法令の法的根拠につき疑念を抱き，これに批判的な者も，本法令を実質的に利用し，将来に備えようとした。クエイカーと再洗礼派の多くはこれを無視した。(80) 従って登録簿は非国教徒の指導者及び集会場，ないし非国教徒自体の実勢力と，その地域的分布を示すものではない。

1672年の信仰自由令による許可証には有効期限が明記されていなかったから，これを攻撃しようとするシェルダンやソールスバリ主教ウォードの如き人物から見れば，法的に不備であるとみなされ，75年には総ての許可証は失効したとされ，同時に新たな非国教徒の調査が開始されたのである。(81) これが後段で分析する「コムプトン・センサス」である。

（経済学部教授）

注(75) Cragg, Ibid., pp. 16-18.

(76) Cardwell, Documentary Annals, II. §CLIV. pp. 333-7; Browing, Eng. Hist. Doc., VIII, §140, pp. 387-8; Kenyon, Stuart Constitution, §113, pp. 407-8.

(77) Statutes of the Realm, V, pp. 782-5; Browing, Eng. Hist. Doc., VIII, §143, pp. 389-91; Kenyon, Stuart Constitution, §13, pp. 461-2.

(78) Statutes of the Realm, V, pp. 894-6; Browing, Eng. Hist. Doc., VIII, §144, pp. 391-4; Kenyon, Stuart Constitution, §132, pp. 465-6.

(79) Browing, Eng. Hist. Doc., VIII, §146, pp. 395-7; Kenyon, Stuart Coonstitution, §115, pp. 410-3.

(80) Cragg, Ibid., pp. 18-21.

(81) Turner, G. Lyon, The Original Records of Early Nonconformity under Persecution and Indulgence. 3 vols., London, 1911. Vol. III, p. 57; Cardwell, Documentary Annals, Vol. II, §CLV, pp. 337-8, §CLVI, pp. 339-42.